

29 監査第125-1号
平成29年12月13日

請求人
名古屋市中村区
宮崎 邦彦 様

愛知県監査委員 篠田 信示

同 川上 明彦

同 山内 和雄

同 神野 博史

同 鈴木 喜博

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

平成29年10月20日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から平成29年10月20日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年11月7日に請求人が行った陳述により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 愛知県立緑丘商業高等学校の再任用用務員の給与の返還について

愛知県立緑丘商業高等学校（以下「緑丘商業高校」という。）のA再任用用務員（以下「A用務員」という。）は、勤務時間中の平成29年7月3日の午後（時間不明）に盗撮用カメラを校内の更衣場所に設置した。

違法行為を目的とするカメラの設置中は、職務とは言えないので、愛知県知事は、A用務員に対し、その違法行為で職務を離脱していた時間帯の給与について、違法行為を行った時点での愛知県の最低賃金845円以上を愛知県に返還させることを求める。

2 知立市立小学校の臨時的任用講師の給与の返還について

知立市立小学校のB臨時的任用講師（以下「B講師」という。）の事件（わいせつ行為）発生は、知立市役所で受け取った非違行為報告書には「平成29年4月25日～同年5月19日」の「午前8時50分～午後0時20分」とある。

日時が特定されないが、校内での事件であり、事件の時間帯は勤務時間中であると言えるので、愛知県知事は、B講師に対し、その違法行為で職務を離脱していたと想定される時間帯の給与（愛知県が負担している分）について、違法行為を行った時点での愛知県の最低賃金845円以上を愛知県に返還させることを求める。

第2 監査の実施

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

- (1) 緑丘商業高校のA用務員の平成29年7月分給与の返還について
- (2) 知立市立小学校のB講師の平成29年4月分及び5月分給与の返還について

2 監査対象機関及び関係人調査

- (1) 緑丘商業高校のA用務員の平成29年7月分給与の返還について

ア 監査対象機関

愛知県教育委員会事務局管理部総務課、同部教職員課及び緑丘商業高校

イ 関係人調査

A用務員に対して、法第199条第8項の規定に基づき、関係人調査を実施した。

- (2) 知立市立小学校のB講師の平成29年4月分及び5月分給与の返還について

ア 監査対象機関

愛知県教育委員会事務局管理部教職員課及び同委員会西三河教育事務所（以下「西三河教育事務所」という。）

イ 関係人調査

知立市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に対して、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係人調査を実施した。

第 3 監査結果

1 認定した事実

(1) 緑丘商業高校の A 用務員に対する給与の返還請求について

ア 平成 29 年 7 月 3 日の A 用務員の勤務時間は、午前 11 時 15 分から午後 6 時までと割り振られ、このうち、正午から午後 0 時 45 分までの間は休憩時間であった。

A 用務員は、緑丘商業高校内において、女性職員を盗撮する目的で、常時動画を撮影するよう設定したモバイルバッテリー型ビデオカメラ（以下「ビデオカメラ」という。）2 台を女性職員用更衣室に設置した。

同日午後 3 時 30 分、更衣室を利用した職員（以下「被害職員」という。）が、更衣室内でビデオカメラ 2 台を発見した。なお、1 台は座布団の下に、1 台は荷物の中に挟んだ状態であった。

イ 平成 29 年 7 月 4 日午前 10 時頃、被害職員は守山警察署に盗撮の被害を受けたおそれがある旨を相談し、守山警察署員は緑丘商業高校に連絡した。

同日午後 0 時 50 分頃、緑丘商業高校の校長は、県教育委員会に盗撮被害について口頭で報告した。

ウ 平成 29 年 7 月 12 日、A 用務員は、守山警察署員による事情聴取に対し、盗撮する目的でビデオカメラ 2 台を女性職員用更衣室に設置したことを認めた。

エ 平成 29 年 7 月 13 日午後 1 時頃、緑丘商業高校の校長、教頭及び事務長は、A 用務員から盗撮行為の内容について聴取した。

オ 平成 29 年 7 月 19 日、緑丘商業高校の校長は、県教育委員会に非違行為報告書を提出した。しかし、この時点では、A 用務員が同月 3 日にビデオカメラ 2 台を設置した時刻について確認できなかったため、同報告書には、盗撮行為の発生日時等を「7 月 3 日午後（時間不明）にカメラ設置し、同日 15 時半に発覚」と記載した。

カ 平成 29 年 7 月 24 日午後 6 時頃、緑丘商業高校の校長及び事務長は、A 用務員から盗撮行為の内容について再度聴取した。その際、A 用務員は、同月 3 日午後 2 時頃、ビデオカメラ 2 台を女性職員更衣室内に設置したと申し立てた。

(2) 知立市立小学校の B 講師に対する給与の返還請求について

ア B 講師は、平成 29 年 4 月 1 日から知立市立 C 小学校（以下「C 小学校」という。）に勤務しており、C 小学校の運動会の練習期間であった同月 25 日から同年 5 月 19 日までの間に、低学年昇降口の近くにある多目的トイレにおいて、運動会の練習に参加するため昇降口から運動場に出ようとしていた低学年の女子児童 2 名に対し、それぞれ別の日にわいせつ行為をした。

イ 平成 29 年 5 月 29 日、C 小学校の校長及び教頭は、被害児童の保護者からの申入れを受けて、B 講師から事情聴取をした。その結果、B 講師は、運動会の練習期間中に低学年の女子児童 2 名に対し、それぞれ別の日にわいせつ行為をしたこ

とを認めた。しかし、わいせつ行為をした日時については、特定することができなかった。

ウ 平成 29 年 5 月 30 日、C 小学校の校長は、市教育委員会及び西三河教育事務所を經由して県教育委員会に、非違行為に関する速報を提出した。

エ 平成 29 年 6 月 19 日、C 小学校の校長は、市教育委員会及び西三河教育事務所を經由して県教育委員会に、非違行為報告書を提出した。

C 小学校の校長、市教育委員会、西三河教育事務所及び県教育委員会は、B 講師からの申立てにより、「5 月の運動会前の休み時間にわいせつ行為をした」ことは確認していたものの、具体的な日時は特定できなかった。このため、同報告書に、発生日は、警察の発表も参考にして、運動会の練習の全期間である「平成 29 年 4 月 25 日（火）～5 月 19 日（金）」と、また、発生時刻は、低学年の児童が参加する練習が第 1 時限から第 4 時限までの間に行われたことから、「午前 8 時 50 分から午後 0 時 20 分頃」と記載した。

なお、B 講師の勤務時間は、午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分までと割り振られ、このうち、午後 1 時から午後 1 時 45 分までの間と午後 4 時 5 分から午後 4 時 35 分までの間は休憩時間であった。

(3) 給与の減額について

ア 職員の給与に関する条例とその運用について

給与の減額については、職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 29 条第 1 項の規定により、「職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日の場合、勤務時間条例第 9 条に規定する休暇（介護休暇、介護時間及び組合休暇を除く。）の場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない時間 1 時間につき、職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条に規定する勤務時間の 1 週間当たりの時間に 52 を乗じたもので除して得た額を減額する」とこととされている。また、条例の運用については、人事委員会委員長通知（昭和 43 年 2 月 19 日付け 43 人委第 172 号）により第 29 条関係について、「給与を減額すべき時間数は、月の 1 日から末日までの期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に 1 時間未満の端数を生じた場合の取扱いは、時間外勤務の場合の例による」とされ、1 時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てることとされている。

イ 県教育委員会の見解

(ア) 緑丘商業高校の A 用務員が設置したビデオカメラは、撮影や設置に特別な技術や操作を必要としないものであり、また、設置箇所も更衣室内の座布団の下や荷物の間で、被害職員がすぐに気付くような状態であったことから、A 用務員がビデオカメラ 2 台の設置に要した時間は、ごく短時間で、5 分以内であると推測した。

(イ) B 講師によるわいせつ行為の被害児童は、いずれも運動会の練習に参加するため昇降口から運動場に出ようとしたときに、B 講師から声をかけられていたことから、B 講師は休み時間中にわいせつ行為をしたと推測し、また、第 1 時

限と第2時限の間の休み時間は5分と短い時間であることから、第2時限と第3時限の間の20分の休み時間中にわいせつ行為をしたと推測した。さらに、教員の経験に基づき、通常低学年の児童が着替え等運動会の練習に参加するための準備に要する時間を下表のとおり12分と推測した。この結果、B講師がわいせつ行為をした時間は、被害児童一人につき8分で、B講師が2件のわいせつ行為をした日が同じ月であったとしても、1か月の合計で16分となるものと推測した。

低学年の児童の行動	行動に要する時間
着替え・トイレ	5分
教室から運動場への移動	3分
運動場での整列	4分
計	12分

- (ウ) A用務員の盗撮行為及びB講師のわいせつ行為に要した時間は、いずれも1か月で30分以上にならないことは明らかであるため、減額する給与は算出されず、返還すべき給与はない。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえて判断する。

(1) 緑丘商業高校のA用務員に対する給与の返還請求について

ア 先に認定したとおり、A用務員が盗撮行為をするために要した時間は明確には特定できないものの、A用務員が設置したビデオカメラは、撮影や設置に特別な技術や操作を必要としないものであり、また、ビデオカメラの設置箇所も更衣室内の座布団の下や荷物の中で、被害職員がすぐに気付くような状態であったことから、県教育委員会がビデオカメラ2台の設置に要した時間を5分以内であると推測したことについては、不合理不自然とまでは言えない。

したがって、給与を減額すべき時間数は30分未満であり、条例第29条第1項の規定により、A用務員の平成29年7月分給与から減額する給与は算出されないこととなる。

イ よって、請求人が主張するA用務員に対して給与の返還請求をする措置を講ずべき必要性は、条例からは認められない。

(2) 知立市立小学校のB講師に対する給与の返還請求について

ア 先に認定したとおり、B講師が2件のわいせつ行為をした日及び当該行為に要した時間は、いずれも明確には特定できないものの、B講師は「5月の運動会前の休み時間にわいせつ行為をした」と申し立てていることから、低学年の児童が参加する運動会の練習が行われた第1時限から第4時限の間にある休み時間のうち最も長い20分の休み時間中に行われたものと推測したことが不合理であるとは認められず、また、授業と授業との間の準備に要する時間を低学年児童の実際の行動に鑑みて、それぞれ3分から5分前後とすることは、首肯できることから、県教育委員会がわいせつ行為に要した時間を、被害児童一人につき8分で、B講師が2件のわいせつ行為をした日が同じ月であったとしても、1

か月の合計で 16 分と推測したことについては、不合理不自然とまでは言えない。

したがって、給与を減額すべき時間数は 30 分未満であり、条例第 29 条第 1 項の規定により、B 講師の平成 29 年 4 月分及び 5 月分給与から減額する給与は算出されないこととなる。

イ よって、請求人が主張する B 講師に対して給与の返還請求をする措置を講ずべき必要性は、条例からは認められない。

3 結論

以上述べたとおり、請求人の請求は、いずれも理由がないものと認められるので、本件住民監査請求を棄却する。